ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘにおいて同じ。）を使用するものであること。ただし、キャリアセンスを備え付けるものについては、同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。	ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホにおいて同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。
ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスの備え付けを要しないものとする。	ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。
(1)　九二〇・五MHz以上九二五・一MHz以下の周波数の電波を使用し、かつ、ホに規定する周波数切替装置により、搬送波の周波数を〇・四秒以下の時間間隔で切り替えるもの。	［新設］
(2)　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用し、かつ、別に告示する送信時間制限装置により、任意の一時間における送信時間の割合が一パーセント以下となるもの。	［新設］
ホ　ニ(1)の周波数切替装置は、特定の周波数の電波を発射してから〇・四秒以内にその発射を停止し、かつ、当該停止から四秒の時間を経過するまでの間は当該特定の周波数の電波と同一の周波数の電波の送信を行わないものであること。ただし、最初に特定の周波数の電波を発射してから〇・四秒以内に当該特定の周波数の電波と同一の周波数の電波による再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。	ホ　［同上］
ヘ　［略］	［八～十五　同上］
［八～十五　略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等）	（特定無線設備等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。	2　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備	二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。